

令和6地全協登第1049号
令和6年7月30日

(一社) 愛知県馬主協会 御中

地方競馬全国協会
審査部長 飯野 学

馬登録の時効抹消と申請抹消の活用について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、以下のとおりご案内申し上げます。

1. 10月1日付け時効抹消の対象馬について

地方競馬全国協会業務方法書の規定に基づき、令和5年7月1日から地方競馬の競走に出走していない馬を対象に、令和6年10月1日付けで馬登録を取り消す予定です。これには休養中の馬も含まれます。

今回の時効抹消については、該当調教師あて当協会登録課から個別にご連絡いたしますが、馬登録を継続する必要がある場合は、預託調教師とご調整のうえ、令和6年9月20日（金）までに登録課あてご連絡をお願いいたします。

ご連絡が無い場合には、同年10月1日付けで馬登録が取消されますので予めご了承願います。

2. 申請抹消の活用について

抹消理由を付記する申請抹消と異なり、地方競馬の競走に一定期間出走していない馬を対象に、馬登録を機械的に取り消す時効抹消では、競走馬引退後の用途を把握することができません。

動物愛護の観点から、引退競走馬の福祉の充実を図ることの重要性が高まつており、地方競馬において時効抹消の件数が少くないことが問題視されているところです。

つきましては、時効抹消の対象馬であっても、申請抹消を活用されるようご協力をお願い申し上げます。

最後に、本件につきましては、該当調教師のほか、調教師会、主催者へもお知らせしておりますが、貴会におかれましても、所属会員の皆様への周知にご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具